

第 2 章

環境の現状と課題

本章では、本市の環境の現状を整理し、環境の保全と創造における課題を明らかにします。

- 1 地球環境
- 2 循環型社会
- 3 自然環境
- 4 快適環境
- 5 生活環境
- 6 環境への取組推進



1. 地球環境

<市域における温室効果ガス※排出量削減に向けた取組>

地球温暖化とは、石油等の化石燃料の消費や人間活動の拡大により、二酸化炭素※、メタン等の温室効果ガス※が大量に排出され、地表面の平均気温が上昇する現象です。異常気象の要因となるほか、農業生産や生態系※、人体等への幅広い影響が懸念されています。

そうした中で、政府は平成 27 年度（2015 年度）開催の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）を踏まえて閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、日本は温室効果ガス※排出量の削減目標を令和 12 年度（2030 年度）に 26%（平成 25 年度（2013 年度）比）と決めました。また、令和 2 年度に「令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガス※排出量実質ゼロ」（カーボンニュートラル※）を宣言し、令和 3 年度（2021 年度）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、脱炭素社会の実現に向けた基本理念が明記されました。また、令和 3 年（2021 年）11 月の国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、世界の平均気温の上昇を 1.5℃に抑える努力を追求することを決意するとの成果文書が採択されました。この目標や基本理念を踏まえ、温室効果ガス※排出量の削減に向けて、国民全体による一層の取組の推進が求められています。

埼玉県においては、地球温暖化対策の推進を目的とし、令和元年度（2019 年度）に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）（区域施策編）」を策定しました。また、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）（区域施策編）」は、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けられており、温室効果ガス※排出削減を目的とした緩和策と、気候変動による被害の回避や軽減を目的とした適応策の両輪で脱炭素社会の実現に向けた取組を行っています。

本市においては「本庄市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、「本庄市環境マネジメントシステム※」を運用することで、事務事業における温室効果ガス※排出量の削減を行ってきました。令和 3 年度（2021 年度）の事務事業における温室効果ガス※排出量は、平成 25 年度（2013 年度）比で 18.0%減の 5,691,977kg-CO₂/年でした。

また、令和 3 年度に「本庄市ゼロカーボンシティ※宣言」を発表し、2050 年における二酸化炭素※排出量実質ゼロの実現を目指す本市としては、市、市民及び事業者が一体となって再生可能エネルギー※の活用等、省エネ・創エネの取組を進めていく必要があります。

事務事業における温室効果ガス※排出量（単位：kg-CO₂/t）及び削減率

H25 （基準年）	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
6,940,167	5,719,317	5,729,782	6,546,590	6,743,921	7,039,528	6,950,090	6,382,161	5,691,977
削減率	17.6%	17.4%	5.7%	2.8%	-1.4%	-0.1%	8.0%	18.0%

<地球温暖化対策に向けた取組>

地球温暖化対策は、主に3つの観点から取組が進められています。

1つ目は「省エネルギーの推進」（省エネ）であり、本市では平成24年度（2012年度）～平成26年度（2014年度）に取り組んだ「本庄市エコタウン基本計画・実施計画」の成果を踏まえ、全市的に省エネの取組を普及促進させていくことを目的に、防犯灯のLED化や「本庄市住宅省エネ改修補助金」等を活用した住宅や事業所の省エネ化を進めてきました。令和3年度（2021年度）には「本庄市ゼロカーボンシティ^{*}宣言」を発表し、より一層の地球温暖化対策の取組を推進しています。

2つ目は「再生可能エネルギー^{*}の活用」（創エネ）であり、環境負荷が少なく安定供給が可能なエネルギーである再生可能エネルギーについて、本市においては「本庄市住宅用エネルギーシステム補助金」、「本庄市事業所用エネルギーシステム導入事業補助金」等の活用により、住宅や事業所への再生可能エネルギー^{*}の導入を推進しています。

3つ目は「まちづくり」であり、本市では「埼玉エコタウンプロジェクト」のモデル市として「本庄早稲田の杜」とその周辺地域を中核エリアと定め、平成24年度（2012年度）から市域全域への展開を見据えたプロジェクトを計画的に推進しました。

今後も、本市は省エネ・創エネの取組を支援し、市域における環境負荷の低減に努めることが必要です。そのため、市民及び事業者へ再生可能エネルギー^{*}や省エネルギーに関する取組の普及啓発、国や本市の補助金等について情報提供等を行うことが望まれます。

<持続可能な開発目標（SDGs）>

平成 27 年度（2015 年度）に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中で持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）が掲げられました。SDGs は、国際社会全体の開発目標として、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ、地球の 5 つの要素について、令和 12 年度（2030 年度）を期限とする包括的な 17 の目標（ゴール）とそれらに付随する 169 の達成基準（ターゲット）で構成されています。これらの目標・達成基準について、環境・社会・経済の 3 つの側面を統合的に取り組むことで持続可能な社会への変革が求められており、17 の目標は相互に関連し、1 つの取組が複数の課題の解決に貢献するという特徴があります。

地方公共団体においても、持続可能なまちづくりに向けた取組の推進にあたっては、SDGs の考え方を活用して、地域が直面している様々な課題を統合的に解決することが期待できるため、SDGs 達成のための取組が推進されています。

本市においても、令和 3 年度（2021 年度）に「本庄市ゼロカーボンシティ*宣言」や「電気自動車を活用した SDGs 連携協定」等を行い、積極的に SDGs 達成のための取組を実施しています。



<本庄市ゼロカーボンシティ[※]宣言>



本庄市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動の影響により世界全体や各地域において、猛暑、豪雨、台風などによる甚大な自然災害が発生しており、私たちの生命や暮らしの安全安心を確保するための対策が求められる状況にあります。

2015年にパリ協定で合意された「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃未満とし、1.5℃に抑えるように努力する」との目標は、国際的に共有されています。また、2018年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した特別報告書によると、「気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

2020年10月、政府は、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明しました。国内の自治体においても脱炭素に向けた取組が進んでおり、本市もゼロカーボン社会への取組を推進する必要があります。

本市は、緑豊かで自然に恵まれた環境にやさしいまちを次世代に引き継ぐため、SDGsの達成を今後の大きな課題としています。本市の偉人である塙保己一は、SDGsの理念に通じる「世のため、後のため」を掲げ、『群書類従』を完成させるなど、後世に大きな業績をのこしました。

本市は、この「世のため、後のため」の精神を引き継ぎ、持続可能なまちづくりをさらに推進するため、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に挑戦することを宣言します。

2021年（令和3年）5月4日

本庄市長 **吉田信解**



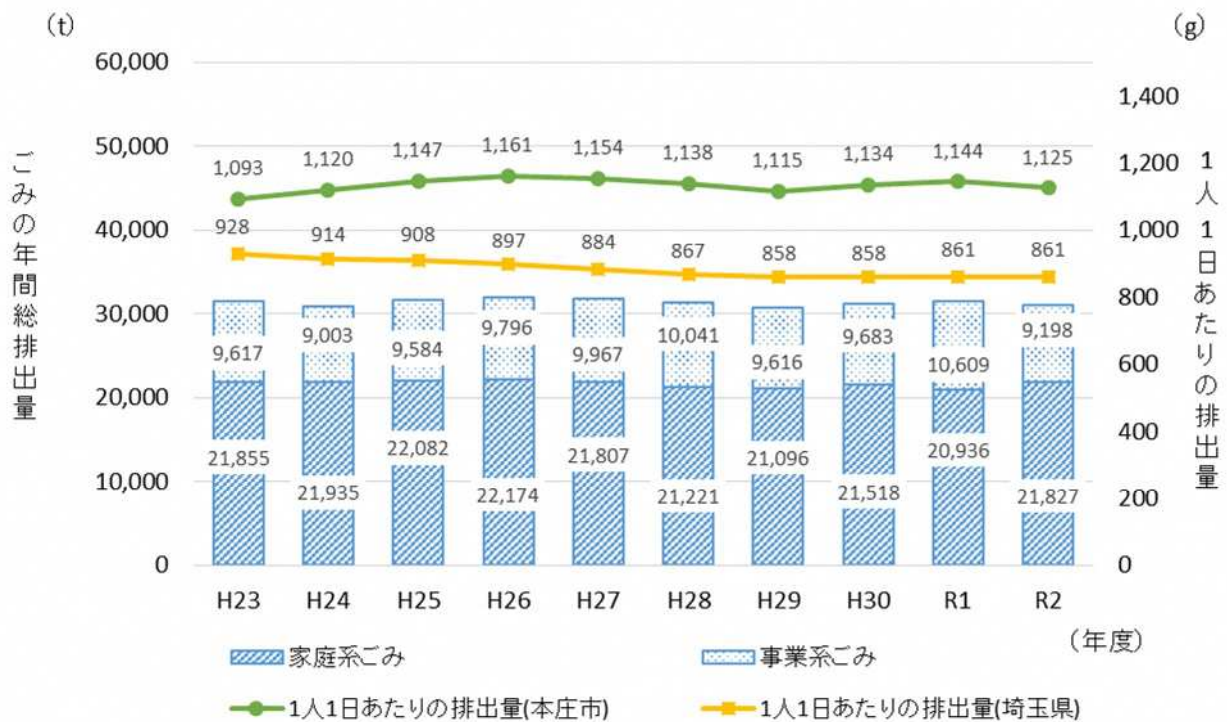
2. 循環型社会

<ごみの発生抑制>

本市の令和2年度（2020年度）におけるごみの年間総排出量は31,025tであり、1人1日あたりのごみの排出量は1,125g（うち家庭系ごみ755g）となっています。

1人1日あたりのごみ排出量において、埼玉県では横ばいである一方、本市では減少傾向がみられるものの、県内市町村と比較すると多い状況にあります。

今後は、引き続き家庭系ごみ及び事業系ごみの分別の徹底により適正処理を促進するほか、食品ロスの削減やマイバッグの利用促進、ダンボールコンポスト及び生ごみ水切り運動等の普及を進めることにより、ごみの排出量を抑制することが望まれます。



出典：一般廃棄物処理実態調査

ごみ排出量の推移

<リサイクルの推進>

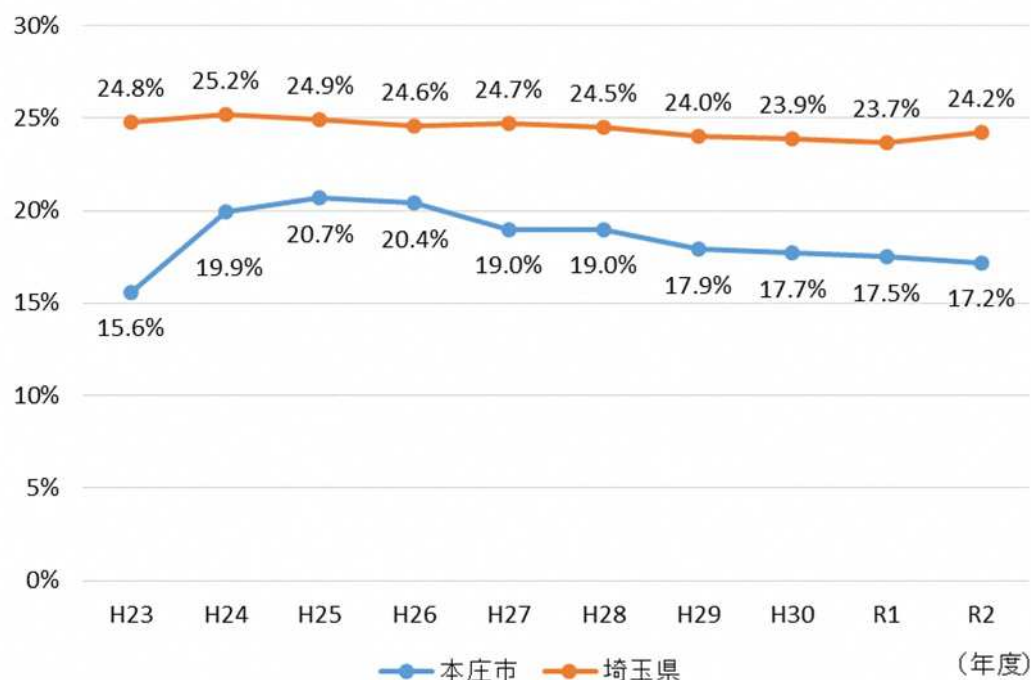
本市では、環境衛生推進委員による分別指導のもと、資源ごみの分別収集を行っており、令和2年度（2020年度）における収集量は、収集品目となっているびん類・缶類・ペットボトルを合わせて375tでした。資源ごみは、地域の資源ごみ収集所をはじめ、公民館等の拠点回収場所や一部自治会に設置された常設回収場所においても回収を行っています。

また、PTAや自治会の協力のもと、集団資源回収において紙類、布類、金属類を回収しています。

本市ではごみの分別ルールの周知徹底、資源ごみ分別収集及び集団資源回収を行う団体への支援等を行っていますが、リサイクル※率は埼玉県平均よりも低い状況にあります。

そのため、リサイクル※の推進やリサイクル※率の向上には、資源ごみ回収場所の整備等の市民がリサイクル※しやすい環境を整備することが必要であると考えられます。

また、パネル展やパンフレット等を通じ、引き続きごみの適正な分別ルール、3Rの推進等について分かりやすく継続的な啓発活動に取り組むことが必要です。



出典：一般廃棄物処理実態調査

リサイクル※率の推移

3. 自然環境

(1) 動物・植物

本市に生息する動物・植物として、過去の調査より下表に示す動物が確認されているほか、平成 23 年度（2011 年度）の埼玉県の調査より、希少植物としてはカワラサイコ群落、キバナノアマナ群落、クロモ群落、ミズオオバコ群落、サンショウモ群落が確認されています。

生息が確認された動物の中には、重要な種としてチュウヒ、ハヤブサ、サシバ等が含まれますが、市街地の増加や農地の減少等の環境変化に伴い、近年では生息地や個体数の減少が考えられます。

本市では鳥獣の保護繁殖等を目的とした区域が定められており、県指定鳥獣保護区※に 3 か所、猟銃の使用を禁止する特定猟具使用禁止区域※に 5 か所が指定されています。

本市の生態系※における課題としては、比較的近年の調査でアライグマやオオキンケイギク等の外来生物が多数確認されており、在来種への影響が懸念されます。また、クビアカツヤカミキリにおいては、令和 2 年度（2020 年度）に市内で初めてサクラの樹への侵入が確認されています。

こうしたことから、豊かな自然環境を中心に育まれた本市本来の生態系※を保つために、動植物の分布域を把握するとともに、在来種の生息しやすい緑地や河川等の環境を保全・創出し、外来生物※に関する対策を進めていくことが求められます。

市内で確認されている動物

区分	種類
哺乳類	モグラ、アブラコウモリ、ノウサギ、アカネズミ、タヌキ、イタチ、イノシシ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、ジネズミ、ヒナコウモリ、カヤネズミ、キツネ 等
鳥類	アオアシシギ、アオサギ、イソシギ、オナガガモ、オナガ、トビ、カイツブリ、カワウ、ゴイサギ、ダイサギ、カルガモ、コガモ、マガモ、オオタカ、ノスリ、コジュケイ、キジ、キジバト、カワセミ、アカゲラ、コゲラ、ヒバリ、ツバメ、キセキレイ、セグロセキセイ、ヒヨドリ、モズ、ウグイス、エナガ、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、カワラヒワ、スズメ、ムクドリ、カッコウ、ハシボソガラス、チョウゲンボウ 等
爬虫類	カナヘビ、ニホントカゲ、アオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシ、マムシ 等
両生類	アマガエル、トウキョウダルマガエル、ウシガエル、ツチガエル 等
魚類	ウグイ、オイカワ、タモロコ、ニゴイ、コイ、ギンブナ、ドジョウ、メダカ、サケ、アユ、ウナギ、ナマズ、ヨシノボリ、ヒガイ、ゲンゴロウブナ、ハス 等
昆虫類	アジアイトトンボ、ギンヤンマ、キンヒバリ、ヒメイトアメンボ、ムラサキシジミ、クロヒカゲ、ドウガネブイブイ、カナブン、アカハナカミキリ、コエンマムシ、ヒメマイマイカブリ、イネミズゾウムシ、コガタシマトビケラ、シロハラコカゲロウ、ユスリカ、ミズムシ 等

市内で確認されている外来植物

区分	種類
特定外来生物	アレチウリ、オオキンケイギク
外来生物	ハリエンジュ、メマツヨイグサ、ヘラオオバコ、ブタクサ、オオブタクサ、ククイモ、セイタカアワダチソウ、オオケダケ、ゴウシュウアリタソウ、オランダガラシ、ニワウルシ、ヒルザキツキミソウ、マルバルコウ、ハルシャギク、チチコグサモドキ、セイバンモロコシ、ナガミヒナゲシ

*: 埼玉県における 2008・2009・2010 年度調査に基づき生育が確認された外来種※である。

出典: 埼玉県 外来植物分布図(2011)

(2) 森林

森林は国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止、生物多様性の保全等さまざまな機能を有していますが、近年は、適切な管理が困難になりつつあります。その背景には、長期的な国産材の需要減少に伴う国内の林業生産活動の停滞、それを要因とする林業従事者の減少や高齢化があり、防災面や森林の育成、生物多様性の保全に影響が出ています。

本市は、令和2年度（2020年度）において総面積の約3分の1にあたる2,415haを森林が占めており、その多くが民有林です。市南部の児玉地域では水源となる豊かな森林が育まれており、東西には県立上武自然公園に指定されている上武山地が広がるとともに、南西部には横隈山の593.6mを最高点にして、陣見山など500m級の山々が連なります。

児玉地域では埼玉県中央部森林組合が中心となって森林の間伐や下刈り等の森林の維持管理や林業基盤整備を行っており、森林を資源として活用するための取組が進められています。

現在も、林業の新たな担い手を育成し、森林の適切な維持管理及び保全を図るだけでなく、森林分布等の調査により実態を把握し、健全な森林資源の維持管理に努めています。

また、森林環境譲与税^{*}を活用し、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めていくことも必要です。

現況森林面積(単位:ha)

国有	民有				合計
	公有			私有	
	都道府県	森林整備法人	市区町村		
1	7	132	2	2,273	2,415

出典:農林水産省 農林業センサス2020(林業編)



(3) 水辺、農地の変遷

<水辺の変遷>

本市の北には利根川が流れ、そのほか支流である備前渠川、元小山川、小山川、男堀川、女堀川、御陣場川や多くの用水路が流れています。また、かつては若泉地区の段丘崖から豊かな湧水がありましたが、市街化に伴い地表面のアスファルト等が増加したことで地下への雨水浸透が妨げられ、河川流量や湧水量は激減しました。

平成 24 年度（2012 年度）以降は埼玉県の事業による河川改修工事が元小山川において進められ、水質改善等を目的とした整備が行われました。今後は、雨水浸透施設*の設置等による地下水の涵養が考えられるほか、清掃事業等により、継続して水辺の自然環境や景観の保全に取り組む必要があります。

<農地の変遷>

本市における令和 2 年度（2020 年度）の総農家数は 1,249 戸、令和 3 年度（2021 年度）の農地面積は 2,329ha（市面積の 26.0%）でした。

本市においても農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地*の増加が進んでおり、平成 22 年度（2010 年度）及び平成 27 年度（2015 年度）と比較して、令和 2 年度（2020 年度）は、平均年齢はやや若返ったものの総農家数、就業人口ともに減少しています。

本市ではこうした状況を打開するため、新規就農者を支援し、農業後継者の確保と育成を行っているほか、豊かな土壌の形成や有機農産物の生産を目的とした「有機 100 倍運動」等の環境保全型農業*を推進しています。また、市民農園*の整備により市民が農業にふれあう場を提供しています。

今後も地域の農業を育成するとともに、大気や水環境の保全などの環境保全機能のほか、潤いのある景観形成機能や気温上昇の緩和機能等、環境において多面的な役割を持つ貴重な農地を保全する必要があります。

総農家数、就業人口等

年度	販売農家(戸)			自給的農家 (戸)	総農家 (戸)	就業人口 (人)	平均年齢 (歳)
	主業農家	準主業農家	副業的農家				
H22	374	134	470	1,044	2,022	1,941	64.3
H27	302	80	388	735	1,505	1,505	65.1
R2	262	53	321	617	1,249	1,449	63.3

※令和 2 年の数値については左から「①主業経営体」「②準主業経営体」「③副業的経営体」の数を示しており、①から③の合計値(636 経営体)は「販売農家」の数に一致しない。(販売農家数は 632 戸)。

出典：農林水産省 農林業センサス 2020

農地面積（単位：ha）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
面積	2,491	2,447	2,430	2,421	2,402	2,389	2,371	2,373	2,341	2,329

(4) まちの緑

<公園・緑地>

本市における都市公園※は街区公園 91 箇所、近隣公園 9 箇所、総合公園 3 箇所、地区公園 1 箇所の計 104 箇所（70.17ha）であり、そのほか緑道や都市緑地等と併せて 140 箇所（77.15ha）です。

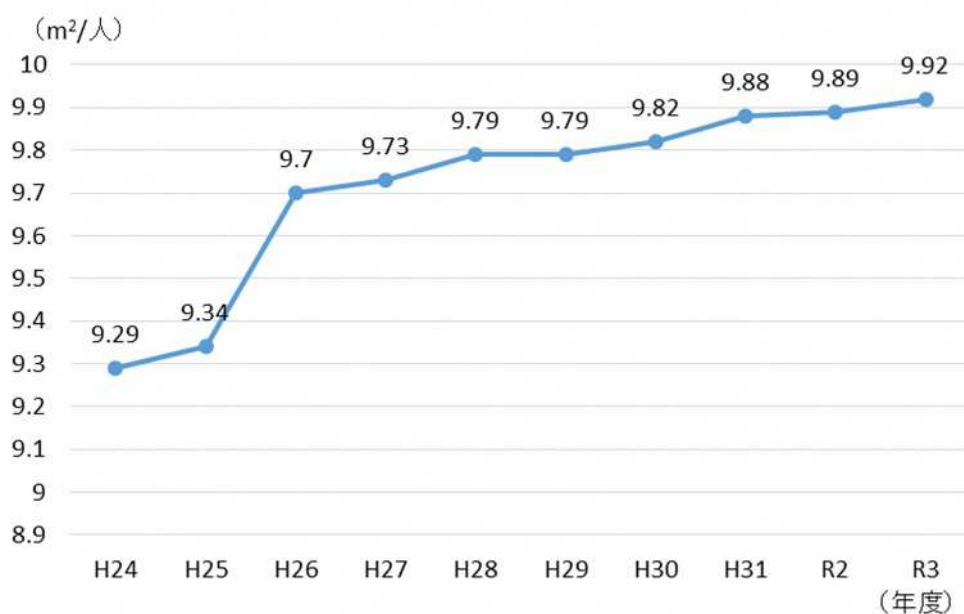
また、市民 1 人あたりの都市公園※面積は、令和 3 年度（2021 年度）において 9.92 m²です。

都市化に伴う影響として、市域の緑の減少が考えられます。本市において緑豊かなまちなかの環境を維持するには、都市公園※の整備により人々に快適な空間を提供するほか、街路樹の整備や個々の建物の周辺緑化に努める必要があります。

都市公園※の整備状況

令和 4 年 3 月 31 日現在

区分		箇所数	面積 (ha)
都市公園※	街区公園	91	16.71
	近隣公園	9	16.03
	総合公園	3	35.40
	地区公園	1	2.03
その他	緑道	10	1.11
	都市緑地	18	1.78
	緩衝緑地	8	4.09
合計		140	77.15



市民 1 人あたりの都市公園※面積

<樹林地※・巨木>

樹林地※などは、緑が人々の生活と調和しながら形成されてきましたが、近年は十分な管理が行き届かず、荒廃や減少の傾向にあります。

また、巨木は金鑽神社や城山稲荷神社、長泉寺等の神社や寺を中心に68本が点在しており、市内の緑の中でも貴重な存在となっています。

今後、樹林地※の減少につながる開発の抑制を呼びかけ、樹林地※や樹木、巨木も含めた保全を図る必要があります。

市内で確認されている巨木と代表的な所在地

地域	所在地名称	樹種	本数	合計
本庄地域	飯玉神社(沼和田 926)	ケヤキ、サイカチ	6	51
	諏訪神社	ケヤキ	4	
	金鑽神社(千代田 3-2-3)	ケヤキ、クスノキ、モミ、カヤ	4	
	八幡大神社	ケヤキ	3	
	正観寺	ケヤキ、クロマツ	3	
	城山稲荷神社	ケヤキ	3	
	藤田小学校	クスノキ	2	
	金鑽神社(西富田 400-1)	ケヤキ	2	
	愛宕神社	ケヤキ	2	
	その他	ケヤキ、イチョウ等	22	
児玉地域	飯玉神社(児玉町長沖 331)	ケヤキ	2	17
	長泉寺	フジ	2	
	児玉高等学校	ケヤキ	2	
	御嶽教児玉太気教会	ケヤキ	2	
	石神神社	ケヤキ、スギ	2	
	龍清寺	カヤ	1	
	その他	ケヤキ、ハルニレ	6	
市全域	—			68

出典：環境省 巨樹・巨木林調査データベース

(5) 自然とのふれあい

<緑とのふれあい>

本市には緑とふれあう場として、大久保山や市南部の山間地域の森林が残されていることから、これらの緑を今後も適切に管理し、市民が緑とふれあえる環境を維持していくことが望まれます。

<土とのふれあい>

土とふれあう場として、市内には市民農園*が6か所(143区画)開設され、市民により利用されています。今後も市民農園*をはじめとするふれあいの場を適切に管理し、維持していくことが大切です。

市民農園*

令和4年3月31日現在

農園の名称	区画数	所在地	開設年月日
見福市民農園*	22	見福 1-2290-1 の一部	H2. 8. 1
小島南市民農園*	17	小島南 1-1908-1	H3. 5. 1
前原市民農園*	19	前原 1-2218	H5. 7. 1
柏市民農園*	28	柏 2-461	H8. 6. 1
千代田市民農園*	30	千代田 2-1845-1、2-1845-5	H3. 5. 1
小平市民農園*	27	児玉町小平 549-1、547-1 の一部	H5. 4. 1

<水辺とのふれあい>

本市は複数の河川が流れる水辺環境に恵まれた地域であり、埼玉県「水辺再生100プラン」や「川のまるごと再生プロジェクト」により、元小山川等で親水施設の整備も行われてきました。

しかし、水辺へのポイ捨て等が見受けられていることから、河川周辺の清掃及び整備などの取組により美しい水辺環境を維持し、水辺とふれあう機会を創出していく必要があります。



4. 快適環境

(1) 都市基盤整備

<道路整備>

本市は、関越自動車道、一般国道 17 号・462 号等の主要道路が整備され、埼玉県内及び群馬県南部の周辺都市を結んでいます。

今後は、道路の改良及び舗装、歩行者の安全確保を目的とした歩道整備、バリアフリー化等を行うほか、道路反射鏡や区画線などの設置、道路照明灯等の新設や LED 化を推進していきます。

<早稲田リサーチパーク地区>

「早稲田リサーチパーク」は新幹線の通る本庄早稲田駅の近くにあり、産・学・公・地域を結ぶ交流や教育、支援機能を有する研究活動の拠点として活用が期待される施設です。現在は月 3,000 人ほどに利用されており、今後も継続して施設の活用及び利用者の拡大が求められることから、市民や企業に対し施設利用の普及や情報発信が必要です。

(2) 防災対策

本市は、河川の氾濫や堤防決壊による大きな水害は比較的少ない地域ですが、近年の異常気象における台風や集中豪雨による田畑の冠水、家屋への浸水の対策が必要となっています。

そのほか、南部の山間地域における降雨時の崖崩れや土砂流出の危険性、地震等の様々な災害が考えられることから、今後は、緊急時に向けた都市公園※等の避難場所・避難路の整備、災害時の有害物質の処理対策、雨水流出抑制のための雨水浸透施設※の設置等が必要と考えられます。

また、本市では災害時のエネルギー供給確保を目的として、公共施設等への再生可能エネルギー※の導入を積極的に行っており、今後も公共施設・災害時の避難施設等を中心にこの取組を推進することで、災害に強い環境づくりを進めます。

太陽光蓄電式 LED 照明導入件数

令和 4 年 3 月 31 日現在

施設名	設置本数	施設名	設置本数	施設名	設置本数
本庄西小学校	1	北泉小学校	1	本庄西公民館	1
本庄西中学校	2	北泉防災広場	1	本庄総合公園	2
本庄東小学校	2	児玉中学校	1	本庄市民文化会館	1
本庄南小学校	1	児玉小学校	2	本庄南公民館	1
中央小学校	1	金屋小学校	1	児玉文化会館	2
本庄南中学校	2	秋平小学校	1	児玉総合公園体育館	1
藤田小学校	1	共和小学校	1	生活改善センター	1
仁手小学校	1	本庄市役所	2	遊楽荘	1
旭小学校	1	本庄東公民館	1		

(3) 歴史的・文化的環境

<歴史、文化遺産、遺跡>

古くは鎌倉街道、また中山道の宿場町として、明治以降は日本一の繭の集積地として栄えた本市には、数多くの貴重な歴史的・文化的遺産が今日に伝えられており、現在では国指定文化財が1件、国登録有形文化財が10件、県指定文化財が20件、市指定文化財が110件指定されています。また、市内に分布する埋蔵文化財包蔵地は、埼玉県内でも有数の500件余りに及び、そのうち特に重要な埋蔵文化財包蔵地として、7件が埼玉県重要遺跡に選定されています。

市域への取組としては、今後も指定文化財や埋蔵文化財等の歴史的な文化遺産について調査研究を推進するとともに、各種ガイドの充実等による歴史や文化財の紹介、歴史的な文化遺産と緑の調和したまちづくりを進め、市民とのふれあいの機会を創出していく必要があります。

埼玉県選定重要遺跡

令和4年3月31日現在

名称	種類	所在地
西富田遺跡	集落跡	西富田
旭・小島古墳群	古墳群	小島・下野堂
大久保山寺院跡	寺院跡	栗崎180、他
大久保山古墳群	古墳群	北堀字前山2108、他
長沖・高柳古墳群	古墳群	児玉町長沖、高柳
秋山古墳群	古墳群	児玉町秋山
生野山古墳群	古墳群	児玉町児玉

出典：埼玉県文化財目録



(4) 美しいまち

<まちの景観>

本市では、「市民が安全で快適に暮らせる」ことを目指し、まちづくりを進めてきました。その中では、経済的に発展し利便性を高めるとともに、地域特有の田園風景や歴史的な景観を保存し、潤いのあるまちなみを形成することが求められています。

今後は、電線類の地中化等の基盤整備や遊休農地*の活用等、地域の景色に配慮した景観づくりを進めるとともに、水辺や空き地、道路等における緑の整備について検討する必要があります。

<まちの美化（不法投棄、ごみのポイ捨て防止）>

不法投棄等のごみの不適正処理防止対策のため、埼玉県では各市町村、その他の関係機関と連携を図りながら、県内一斉合同監視パトロールを実施しています。

また、本市では、人通りの少ない空き地、道路や河川において処理困難物等の投棄が多く見られるため、自治会と連携したごみ収集所のパトロールのほか、市内一斉清掃等の美化活動を実施するとともに、不法投棄があった場合には市職員による現場確認や看板設置等を行っています。

しかし、依然として不法投棄、ごみのポイ捨てが多いことから、引き続き「埼玉県ごみの散乱防止に関する条例」（以下「県ポイ捨て禁止条例」という。）の周知徹底、市民・事業者における意識啓発等を行い、不法投棄対策の強化に努めます。

また、空き地等においては所有者へ適正な管理の指導を行い、市民参加によるまちの環境美化活動を推進する必要があります。



5. 生活環境

(1) 水環境

<水質改善への取組>

本市では、河川等に流れ込む生活排水への対策として、公共下水道等の整備や合併処理浄化槽[※]への転換促進による水質汚濁の発生源対策、排水の浄化に関する啓発活動など、さまざまな視点から取組を行っています。

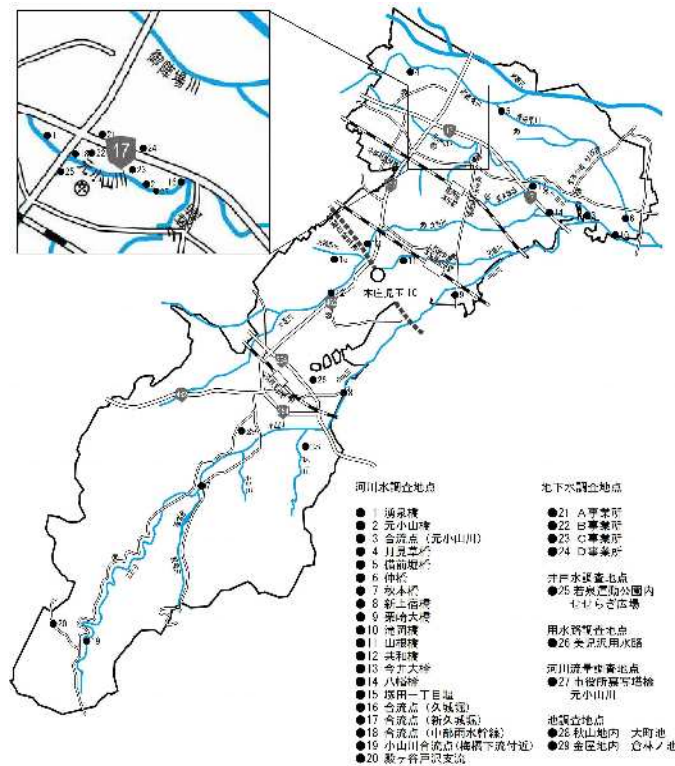
また、本市では市街地を流れる元小山川の水質改善を目的とした取組を積極的に推進しており、その一つとして元小山川周辺地域を中心とした公共下水道の整備を重点的に取り組んできました。

埼玉県取組では、平成 20 年度（2008 年度）から「水辺再生 100 プラン」において男堀川や小山川、平成 24 年度（2012 年度）から平成 27 年度（2015 年度）にかけては「川のまるごと再生プロジェクト」で元小山川の整備や浄化対策を行ってきました。

こうした直接的な水質改善に向けた取組のほか、本庄市経済環境部環境推進課を事務局とした元小山川浄化活動推進実行委員会では、自治会や学校と協力しながら元小山川の清掃のほか、川の環境展、河川浄化に関する啓発イベント、広報誌（清流めざす元小山川）の発行など、さまざまな普及啓発活動を行っています。

さらに、市内の学校における取組では、本庄市立藤田小学校で元小山川の水生物調査や環境学習が行われたほか、早稲田大学では水質調査や小学生を対象とした環境学習が開催されました。

これまでの行政と市民が一体となった取組により、元小山川の水質は着実に改善されつつあり、今後も十分な協力体制の構築及び取組の推進が求められます。



市域における河川及び水質調査地点

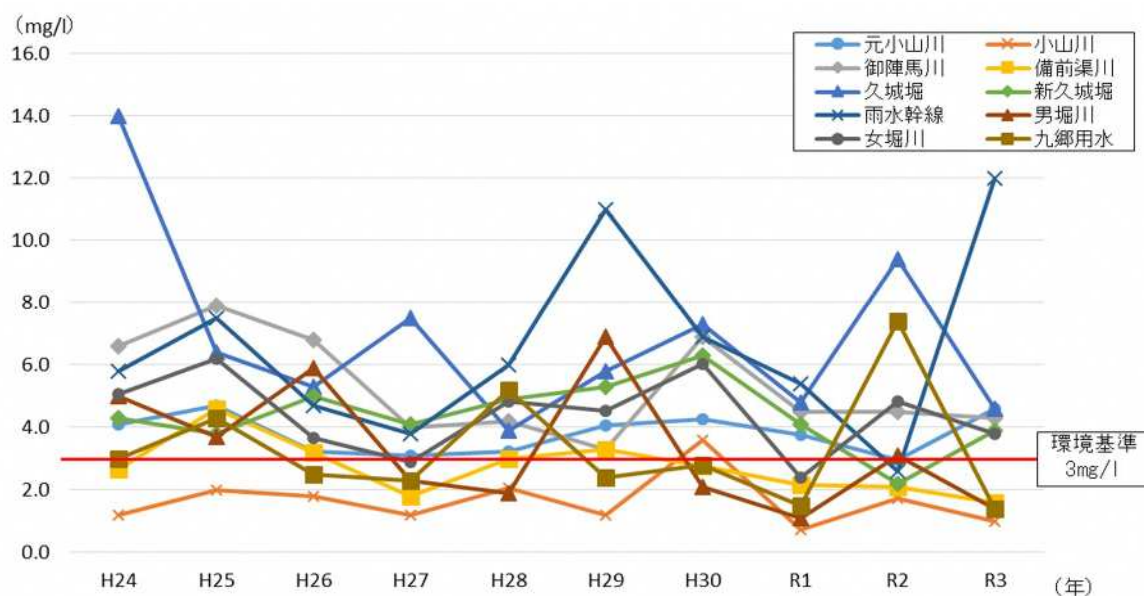
<水質汚濁の現状>

本市では、市内を流れる一級河川の6河川のほか、堀や用水の市内20地点で定期的な水質調査を実施しています。

各地点の生物化学的酸素要求量（BOD）※は減少傾向または横ばい状態にありますが、年度により大きく変動してしまう河川等もあるため注意が必要です。また、元小山川及び小山川については、環境基準※の達成が求められているため、達成状況について継続的に監視する必要があります。

水質汚濁は、生活排水が主な原因と考えられることから、本市の推進する生活排水処理施設の整備とともに、個々の家庭における公共下水道等への接続により、水洗化率の向上が望まれます。

また、河川や堀では水量不足が水質に悪影響を及ぼしていることから、地下水の涵養のため、市域への透水性アスファルト舗装の導入や、各家庭における雨水浸透施設※の設置を推進することが必要となっています。



BOD※測定結果

<生活排水処理施設の整備の推進>

令和3年度(2021年度)末における、公共下水道は整備人口46,939人、普及率60.5%となっています。

これまで本市では、河川等の水質改善を目的とした生活排水処理施設の整備を進めており、公共下水道については1,157.1haの面整備が完了し、今後は若泉、小島、西富田、児玉地域の市街地整備を進めていく計画です。

また、農業集落排水は6地区で整備が完了しており、今後は、令和3年度(2021年度)に行った都島の公共下水道への編入に続き、他の地区の広域化・共同化を進めます。

元小山川周辺地域では、これら生活排水処理施設の整備及び接続率の向上等により水質改善が進んでいますが、未だ公共下水道への接続率が不十分な地域では、悪臭等が問題となることがあります。

今後の取組として、未整備地域では生活排水処理施設の整備を進めるほか、公共下水道整備地域における接続率に地域によって開きがあることから、公共下水道への理解や必要性の認識を高めるための意識啓発を行い、低い地域への接続率の向上を推進します。

下水道普及率と水洗化率

令和4年3月31日現在

項目	行政人口 (人)	整備人口 (人)	下水道普及率 (%)	水洗化済人口 (人)	水洗化率 (%)
下水道	77,552	46,939	60.5	41,795	89.0

*:下水道普及率=整備人口/行政人口 水洗化率=水洗化済人口/整備人口

<合併処理浄化槽*の普及>

本市では「本庄市生活排水処理施設整備構想」に基づき、公共下水道及び農業集落排水の処理区域以外では、合併処理浄化槽*の導入を推進しています。現在の合併処理浄化槽*の使用率は、令和3年度(2021年度)末で28.3%(22,029人)です。

なお、平成13年(2001年)4月から単独処理浄化槽の新設が禁止となり、合併処理浄化槽*の設置が義務づけられたことを受け、本市では単独浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽*への転換を促進するため、転換に際して必要となる配管費や撤去費のほか、浄化槽規模に応じた設置費の補助制度を設けています。

単独処理浄化槽等及び合併処理浄化槽*の整備率

令和4年3月31日現在

項目	行政人口(人)	使用人口(人)	使用率(%)
単独処理浄化槽 及び汲み取り便槽	77,552	11,457	14.8
合併処理浄化槽*		22,029	28.4

*:使用率=整備人口/行政人口

(2) 大気環境

<大気環境における取組>

大気汚染物質のひとつである窒素酸化物（NO_x）※を排出する自動車について、市内での保有台数は増加し続けており、そのうちの約 8 割は乗用自動車です。

自動車利用による大気環境への負荷の低減を目的とした本市の取組では、「本庄市環境マネジメントシステム※」に基づく公共交通機関の利用促進のほか、公用車への電動車※導入を進めており、令和 3 年度（2021 年度）時点で導入数は 10 台となっています。

このほか、令和 3 年（2021 年）4 月に日産自動車株式会社等と「電気自動車を活用したSDGs 連携協定」を締結し、市民及び事業者への電動車※の普及促進を図るとともに、「本庄市住宅用エネルギーシステム設置補助金」において電気自動車の購入費用を補助しています。

今後も自動車利用の抑制等から大気環境の保全に努めるため、特に公共交通機関の利用等を推進するとともに、工場や事業所等から排出される排ガスに対する指導等、事業活動における大気環境の負荷低減に向けた取組を進める必要があります。

<大気環境の現況>

本市の令和 3 年度（2021 年度）における大気調査結果は、二酸化硫黄※、二酸化窒素※、浮遊粒子状物質※、微小浮遊粒子状物質※について環境基準※を達成していますが、光化学オキシダント※は未達成です。

光化学オキシダント※については、原因物質とされている炭化水素類や揮発性有機化合物（VOC）※の排出規制等の対策が進められた結果、埼玉県全体でも平成 24 年度（2012 年度）以降は光化学スモッグによる健康被害の届出は 0 人となっています。

本市では、今後も揮発性有機化合物※等の排出規制を続けることで、光化学オキシダント※における環境基準※達成を目指す必要があります。

また、建物の解体等に伴って発生するアスベスト（石綿）※も含め、今後も大気汚染状況の動向監視や対策を国、埼玉県や周辺自治体と連携をとりながら進めるとともに、新たな大気汚染問題への適切な対応を図る必要があります。

大気調査結果

項目	単位	本庄地域 (本庄東中学校)	児玉地域 (児玉小学校)	環境基準※ 達成状況*2	環境基準※
二酸化窒素(NO ₂)※	ppm	0.007	0.005	○	0.04ppm 以下
二酸化硫黄(SO ₂)※	ppm	0.000	—*1	○	0.04ppm 以下
浮遊粒子状物質 (SPM)※	mg/m ³	0.010	0.013	○	0.10mg/m ³ 以下
微小浮遊粒子状物質 (PM2.5)	μg/m ³	8.0	9.1	○	35 μg/m ³ 以下
光化学オキシダント*3	時間	395	407	×	0.06ppm 以下

* 1: 児玉地域では二酸化硫黄※の大気調査は実施していない。

* 2: 環境基準※達成状況は、光化学オキシダントを除き、全て長期的評価との比較である。

* 3: 光化学オキシダントは、環境基準※(1 時間値が 0.06ppm 以下)を超過した時間を表記している。

出典: 埼玉県 令和 3 年度 大気汚染常時監視測定結果

(3) 有害化学物質

有害化学物質^{*}のひとつであるダイオキシン類^{*}は、塩素を含むプラスチック類やビニール製品等を焼却する際、低温で不完全燃焼であった場合に発生する有機塩素化合物です。過剰に摂取すると人体に影響を及ぼす恐れがあるため、大気及び土壌におけるダイオキシン類^{*}の調査を実施してきましたが、毎年度、基準値を大きく下回っていることから、令和2年度の調査をもって調査終了としました。

今後は、埼玉県と児玉郡市広域市町村圏組合の調査結果を注視し、焼却炉の適正使用及び建設廃材等の野外焼却^{*}を適切に規制することで、ダイオキシン類^{*}の発生を防止する必要があります。

ダイオキシン類^{*}測定結果(大気)(単位:pg-TEQ/m³)

調査地点	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	環境基準 [*]
児玉総合支所	0.04	0.025	0.023	0.029	0.020	0.012	0.010	0.007	0.014	—	0.6 以下
児玉小学校 ^{*1}	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.082	
本庄東中学校 ^{*1}	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.007	

*1: 令和3年度(2022年度)より埼玉県と小山川クリーンセンターにより測定している。

ダイオキシン類^{*}測定結果(土壌)(単位:pg-TEQ/g)

調査地点	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	環境基準 [*]
市立金屋保育所 ^{*1}	—	2.1	—	1.7	—	—	—	—	—	—	1,000 以下
旧市立秋平保育所 ^{*2}	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
市立久美塚保育所	—	—	1.8	—	1.0	1.6	1.7	2.1	0.97	—	
本庄東中学校 ^{*3}	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.84	

*1: 平成29年度(2017年度)より休所中である。

*2: 現「秋平さくら保育園」

*3: 令和3年度(2021年度)より小山川クリーンセンターにより測定している。

(4) 騒音・振動

令和3年度(2021年度)において、本市の騒音・振動に関する苦情件数は騒音8件、振動1件でした。騒音・振動の発生源としては主に自動車や事業活動等が挙げられますが、市民の日常生活を発生源とする近隣騒音※もあります。

そのため、本市の取組としては、市道の適正管理や公共交通機関の利用促進により自動車からの騒音・振動の発生を抑制するほか、事業活動における指導の強化、近隣騒音※について周辺に配慮するための意識啓発や指導を行っています。

今後も引き続き監視・指導等を行うことで、新たな被害の発生を防止する取組や環境基準※達成に向けた対策を講じていく必要があります。

騒音・振動の苦情件数の推移(単位:件)

区分		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
騒音	本庄地域	9	7	8	12	4	11	9	10	9	6
	児玉地域	5	8	4	4	1	7	5	4	4	2
振動	本庄地域	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1
	児玉地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 土壌・地下水

大気や水と比較し、土壌汚染の影響は長期にわたって持続するとともに、汚染地域を浸透する地下水を汚染する原因にもなります。そのため、化学物質に侵されない安全な土壌及び地下水の保全を目的として、本市の取組においては農薬使用量の削減を目指した環境保全型農業※の促進、交付金による有機肥料の利用促進等を行っています。

また、現状を把握するため、地下水の定期的な調査を行っており、令和3年度(2021年度)においては全ての調査地点にて環境基準※を達成しました。

今後も引き続き、監視・調査の継続的な実施が必要となります。

(6) 悪臭

悪臭とは、人が不快と感じる臭気全般を指す感覚公害です。

令和3年度(2021年度)における苦情件数は19件で、令和2年度(2020年度)は16件、令和元年度(2019年度)は20件、平成30年度(2018年度)は15件と、近年は年10件を超えており、今後とも注意が必要です。そのため、引き続き現地パトロールの実施や悪臭の発生源対策への指導に努めます。

6. 環境への取組推進

(1) 環境教育・環境学習

本市では環境教育・環境学習について、埼玉県が主催する「夏休み親子下水道教室」、本市が主催する「市民総合大学」で年代別の生涯学習等が実施されています。そのほか、市内の小中学校では、「本庄市環境マネジメントシステム^{*}」の取組である環境に関連するテーマを設定した授業や、環境を意識したさまざまな授業が日常的に進められています。

また、埼玉県で実施している「エコライフ DAY 埼玉」をもとに、本市では夏・冬それぞれで本市独自の期間を設けた「エコライフ DAY」を実施し、家族とともに自分達のライフスタイルを見直すきっかけとしています。令和3年度（2021年度）の冬期は電子申請（個人）で1,572人が参加し、1.79tの二酸化炭素^{*}の排出削減に貢献できました。

こうした取組のほか、本市では早稲田大学と連携することにより環境教育・環境学習の充実を図り、「市民総合大学」では子どもから高齢者のふれあいを通して地域の結びつきを強めることを目的とした世代間交流講座を実施し、生涯学習を推進してきました。

これまで早稲田大学では「本庄早稲田の杜 里山塾」が継続的に実施され、本市の自然を活かした里山の体験学習や観察会が行われてきました。

今後、子どもから高齢者までがさまざまな形で環境について学ぶために、環境に関する生涯学習の推進体制や環境情報を充実するための社会教育施設の整備、小中学校での継続的な環境教育・環境学習が必要です。

環境学習の内容

講座名等	内容
土壌について勉強しよう/下水道と環境	下水道の仕組みを学び、下水道の持つ役割から土壌環境の保全について学ぶ講座
川や用水の生き物調査	川や用水において生き物調査を行い、地域環境への理解を深める講座
夏休み親子下水道教室 ^{*1}	下水道施設の見学や顕微鏡での微生物観察などを通して、親子で下水道の仕組みについて学ぶ講座
百年の森で伐倒体験と森の工作	伐倒体験を行い、地元の木材を使った工作を通し、地域の森林や林業へ親しみを深める講座
親子 3R 講座とエコ工作体験	工作体験及びごみ処理施設（小山川クリーンセンター）の見学を中心とした 3R（ごみの減量化）講座

*1:埼玉県が主体となって実施している。

*2:上記 1 に示す環境学習を除き、本市が主体となって実施している。

小学校における環境教育

学校名	学年	取組テーマ等
本庄東小学校	5	環境問題について考えよう
本庄西小学校	5	今、地球は、本庄は リサイクル※に挑戦しよう
藤田小学校	4	ぼくも私もリサイクル※博士 元小山川を知ろう
	5	元小山川・小山川から考えよう(河川調査)
	6	元小山川・小山川から発信しよう(河川調査)
仁手小学校	全学年	野菜の栽培
	5	環境問題についてふれよう
旭小学校	4	みんなにやさしい街 リサイクル※について考えよう
	5	身近な自然と親しもう
北泉小学校	1,2	学校のまわりの自然
	5	自然の恵みとともに
本庄南小学校	3	地域の農産物を育てよう
	5	身近な環境に目を向けよう
中央小学校	5	大切な命を育てよう(米作り)
	6	私たちとこれからの環境(3R等)
児玉小学校	4	わたしたちのくらしと環境
金屋小学校	4	ごみのしまつと利用
	5	わたしたちの生活と環境
秋平小学校	3	秋平の自然にふれよう
	4	夏野菜を育てよう
	5	米作りを体験しよう
共和小学校	5	自然と共に生きていこう

中学校における環境教育

学校名	学年	取組テーマ等
本庄東中学校	2	自然について学ぶ
	3	SDGs
本庄西中学校	全学年	クリーンウォーク(地域清掃)
	2	自然に親しみ 環境について考えよう
本庄南中学校	全学年	地域公園清掃 in MINAMI
	3	自然と環境保全
児玉中学校	1	身近な環境を知る
	2	自然の素晴らしさを知り、環境保全を考える

(2) 環境情報の普及

近年は環境に対する関心の高まりにより、環境情報やその公表体制を整備・充実することが求められていることから、本市ではこれまで広報紙（広報ほんじょう・広報ほんじょうおしらせ版）における情報発信に加え、庁舎でのパネル展、環境展、3R推進月間展示の開催や図書館における環境コーナーの設置等により、環境情報の充実に努めてきました。

令和3年度（2021年度）においては、図書館で環境に関する書籍を一般図書240冊、児童書約260冊、環境問題関連逐次刊行物6誌を所蔵・公開したほか、広報紙で環境情報を50件発信しました。

今後はそれらの取組に加え、本市のホームページを活用した環境情報の公表のほか、市民の環境情報に関する収集ツールを把握することで、より効率的に環境情報を発信していくことが望めます。本計画の進行状況や地球環境問題の最新情報、本市の環境に関する情報等、各種環境情報をわかりやすく、かつ正確に住民や事業者公表していきます。



(3) 地域における環境保全活動

<地域における活動>

本市では、市民や自治体により継続した環境美化活動が行われています。主な活動としては、元小山川浄化活動推進実行委員会による元小山川周辺の一斉清掃のほか、本庄市コミュニティ協議会による全市一斉清掃などが実施されています。

このほか、埼玉県内でも有数の野菜の産地である本市では、環境にやさしい野菜作りを目的とした「有機100倍運動」に取り組み、農薬や化学肥料の使用量低減等を推進しています。

また、環境学習においては、ごみの減量やリサイクル[※]の推進を目的とした体験学習等を展開しています。

現在行われている環境保全活動を活発化させるとともに、周辺自治体との連携による活動の広域的展開等、各主体や地域の交流・協力を推進することが必要です。

<本市の事務・事業における環境配慮活動>

本市では「本庄市環境マネジメントシステム[※]」の構築及び運用により、「環境にやさしいまち」の実現を目指して、以下に示すような施策に取り組んでいます。

今後は市民、事業者の規範として、庁内におけるごみの排出量削減、電気・都市ガス・OA用紙・車両燃料の使用量削減、グリーン購入[※]の推進等に関して積極的に取り組むことが必要です。

事務・施設・学校等で実施している主な取組

●省エネ	
冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の適切な温度設定 ・個人用冷暖房機器の使用制限 ・冷暖房機器の使用時間の制限 ・ブラインド及びカーテンの活用、スイッチの管理 等
電気	<ul style="list-style-type: none"> ・消灯、間引きの徹底 ・点灯時間の制限 ・勤務終了後の速やかな退庁 ・電子機器の省エネ設定の活用 ・電子機器の待機電力の節約 ・私物電化製品の充電の禁止 等
●省資源	
ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ・残飯の減量、使い捨て紙コップや皿の使用削減 ・缶・ペットボトル等、ごみの分別の厳守 ・備品類の長期使用 等
リサイクル [※]	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙類の分別の徹底 ・家電リサイクル法、PCリサイクル法等の法令遵守 等
グリーン購入 [※]	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入[※]対象品目の優先購入 ・古紙配合率の高い再生紙と植物性インクの使用 等

(4) 地域環境とシティプロモーションの関係

各自治体においては、急速に進展する人口減少や高齢化問題を背景に、地域の将来的な経済力、活力の低下等が懸念されていることから、持続可能なまちづくりのため、人や企業等に「選ばれるまち」となることが求められています。

また、近年では、自治体の環境施策や SDGs の取組などが、企業や移住者が地域を選ぶ際の重要な視点となってきています。

本市では、平成 24 年度（2012 年度）に「埼玉エコタウンプロジェクト」のモデル市として、本庄早稲田の杜地域において先進的なまちづくりを推進し、平成 26 年度（2014 年度）には県内自治体では初となる追尾式太陽光発電施設を設置しました。

また、平成 30 年度（2018 年度）の「SDGs 先進度調査」（日本経済新聞社 日経グローバル調査）において、同規模都市の中で全国 1 位となり、環境についても先進的な自治体として評価され、令和 3 年度（2021 年度）には「本庄市ゼロカーボンシティ[※]宣言」や「電気自動車を活用した SDGs 連携協定」等を行い、積極的に SDGs の達成のための取組を実施してきました。

引き続き、地域環境を守り、本地域の快適さや豊かさを向上させることで、さまざまな年齢層が暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、本市の特色ある地域環境への取組について、理解と協働を得られるよう情報を発信していくことで、シティプロモーション[※]の目的である「選ばれるまち」を目指すものです。